弁護士 山下江の
実務に役立つ企業法務の基礎
第19回

インターネット上の契約について(2)

電子署名

インターネット上においては、相手方と直接面談することがないことから、実在する企業や組織の名をかたらって、顧客の個人情報や財産を騙し取ろうとするいわゆる「フィッシング詐欺」が発生しています。これは送信元が詐称されたメールが原因ですから、送信元企業は「セキュリティ対策が不十分な企業」と認識されます。

こうした事態を防止するために、考案されたのが、電子署名です。すなわち、電子署名とは、電子商取引における相手方確認（同定）の一方法であり、「電子署名及び認証業務に関する法律」が制度を定めております。

具体的仕組み

①まず、制度を利用しようとするX社が認証機関（例＝日本ベリサイン）に対し、電子証明書の発行を申請します。

②認証機関は、X社に電子証明書を発行します。

③X社は、電子証明書を使って、メールに電子署名を付けて、相手方Y社に送り契約を申し込みます。

④Y社は、電子署名・電子証明書により、発信元がX社であることを確認します。

こうしてY社は、送られてきたメールが、X社からのものに間違いないことを確認できることになります。

トラブル例について

(1) 誹謗中傷行為

インターネット上での誹謗中傷行為については、通常不特定多数への公表となるので、名誉毀損を理由として、民事・刑事上の責任の追及ができます。また、記事掲載差止仮処分などの手を打つこともできます。

また、プロバイダーの責任を追及できる場合があります。これは、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダー責任制限法）に規定されています。

プロバイダーの対被害者責任。プロバイダーは、送信防止措置を講ずることが技術的に可能で、かつ①他人の権利が侵害されていることを知っていたときか②違法情報の存在を知っており、他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるときでなければ、情報を削除しなくても、責任を問われません。

プロバイダーの対発信者責任。プロバイダーは、講じた送信防止措置が必要な限度のものであり、かつ①他人の権利が侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったときか②権利を侵害されたとする者から違法情報の削除の申出があったことを発信者に連絡し、7日以内に反論がない場合であれば、情報を削除しても、責任を問われません。

被害者や発信者は、前述以外の場合であれば、プロバイダーに対し、その責任を追及できるということになります。

(2) 著作権侵害

通常の著作権侵害と同様に、民事・刑事上の責任追及が可能であり、また、差し止めもできます。あるいは、プロバイダーへの要求や責任追及も前述同様に、可能です。

(3) ハッカー

「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（不正アクセス禁止法）により規定されています。禁止される行為は、

①他人のIDやパスワードを用いて侵入する。

②セキュリティーホールを突いて侵入する。

③他人のIDやパスワードをその他の人に広める。

なお、システムへの不正侵入（ハッカー行為）は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金となっています。

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office　広島弁護士会所属
山下江 検索　企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com
まずはお気軽にお電話下さい
相談予約専用 フリーダイヤル 携帯・PHS OK
なやみよ まるく
0120-7834-09
予約受付:平日9時～20時、土曜10時～17時
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階　広電白島線縮景園前徒歩1分
TEL 0570-008450　FAX 0570-008455　アーバンビューグランドタワー隣
中四国最大級（弁護士16名、秘書27名）H23.6現在
所属弁護士　所長・山下 江／副所長・田中 伸
柴橋 修／稲垣 洋之／山口 卓／笠原 輔／加藤 泰／片島 由賀／西丸 洋平／齋村 美由紀／山本 淳哲／上土井 幸始／城 昌志／蔦尾 健太郎／山本 靖子／松浦 亮介
✓契約書　✓債権回収　✓労務問題
✓知的財産　✓倒産・再生　✓顧問契約
機動力と総合力で企業トラブルを解決します
◆相談料:30分 5,000円　◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています　◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!